

# 社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会定款細則

## 第1章 総 則

### (根拠)

第1条 この社会福祉法人旭川市社会福祉協議会定款細則（以下「細則」という。）は、社会福祉法人旭川市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第49条の規定により法人の業務執行についての細則を定めたものである。

### (目的)

第2条 この細則は、法人の日常業務運営及び法人の経営の業務運営に関し、理事会の業務の決定事項及び評議員会での審議事項並びに会長、常務理事、事務局長の職務権限を明確にし、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

### (基本理念)

第3条 定款第1条の規定により社会福祉事業の健全な維持振興に留意し、福祉サービスを利用する者の本位に立ち民主的かつ公正な運営を行い、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (業務の決定と職務権限)

第4条 定款第17条第2項に基づく会長及び常務理事並びに第35条第2項に基づく事務局長等の職務権限（専決事項）については、「旭川市社会福祉協議会専決要領」のとおりとする。

2 規程、規則等の制定改廃にかかる議決、審議分掌については、別表1のとおりとする。

## 第2章 理事会及び評議員会

### (資料の提出)

第5条 会長は、理事会及び評議員会において議事の審議に必要な資料等を整備作成し、3日前までにこれを提出するものとする。

### (出席の有無)

第6条 理事及び評議員は、会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ会長に届け出なければならない。

### (開会及び閉会)

第7条 理事会、評議員会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

### (表決の方法)

第8条 理事会及び評議員会における表決の方法は挙手による。

2 議長は、理事及び評議員に異議がないと認めるときは、これを確認し、表決の手続きをとらないで可決したものとして、その旨を宣言することができる。

3 前2項にかかわらず、評議員会において、意見を聴くこととして付議された議案については、表決を行わず、意見表明にとどめることができる。

(議事録等)

第9条 理事会及び評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間
- (2) 開催場所
- (3) 出席者氏名
- (4) 理事総数(定数)、評議員総数(定数)
- (5) 定足数に関する規定(定款の引用)
- (6) 議事録署名人(2人の選出)
- (7) 議案
- (8) 議案に関する発言内容
- (9) 議案に関する表決結果
- (10) 議長及び議事録署名人の署名又は記名押印、その年月日

2 作成した議事録は、会長が常に閲覧できるよう保管するものとする。

### 第3章 監事

(理事会等への出席)

第10条 監事は、原則として理事会及び評議員会に出席するものとし、また、発言することができる。ただし、議決に加わることはできない。

(監事の監査)

第11条 定款第21条の規定に基づく監査に当たっては、理事会・評議員会議事録及び事業計画を審査し、事業の実施状況の適正性を確認すると共に事業報告書原案を精査し、あわせて経理諸帳簿と証憑書類を照合し、法人の活動結果が適正に表示されていることを確認するものとする。

2 前項に基づき実施した監査の結果については、これを次の理事会及び評議員会に報告しなければならない。

### 第4章 欠員補充等

(役員欠員補充)

第12条 役員に欠員が生じた場合は、定款第18条第1項の規定に基づき、次回開催する評議員会において速やかに補充選任を行うものとする。

(評議員欠員補充)

第13条 評議員に欠員が生じた場合は、定款第7条の規定に基づき、速やかに補充選任を行うものとする。

(理事会の長期欠席)

第14条 理事会への欠席又は書面による議決権の行使が概ね1年にわたって継続することは、指導検査文書指摘の対象となることを理事は留意するものとする。

(評議員会の長期欠席)

第15条 理事を兼ねていない評議員の評議員会への欠席が概ね1年にわたって継続することは、指導検査文書指摘の対象となることを理事を兼ねていない評議員は留意するものとする。

## 第5章 その他

(事業計画及び予算執行の特例)

第16条 特別の事情が生じ、年度開始前に、新しい年度の事業計画及び予算が議決されなかったときは、これが議決されるまでの間、会長は前年度に準じて事業及び予算を執行することができる。ただし、このことについては、次の理事会及び評議員会にその状況を報告しなければならない。

(改正)

第17条 本細則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

### 附 則

1 この細則は、平成18年6月1日から施行する。

### 附 則

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。  
(第4条第3項関係 別表2 (規程、規則の議決分掌表) 中の規程及び要綱等の整理)

### 附 則

1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。  
(第4条第3項関係 別表2 (規程、規則の議決分掌表) 中の規程及び要綱等の整理)

### 附 則

1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。  
(第4条第3項関係 別表2 (規程、規則の議決分掌表) 中の規程及び要綱等の整理)

### 附 則

1 この細則は、平成27年7月1日から施行する。  
(第4条第3項関係 別表2 (規程、規則の議決分掌表) 中の規程の追加)

### 附 則

1 この細則は、平成27年12月3日から施行する。  
(第4条第3項関係 別表2 (規程、規則の議決分掌表) 中の規程の追加)

### 附 則

1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。  
(定款全部改正に伴う、第4条第1項関係 別表1 (理事会要議決・評議員会要議決事項一覧) の削除及び第3項関係 別表2 (規程、規則の議決分掌表) 別表1への変更並びに第5条、第6条、第12条、第13条の削除)

別表 1 (第 4 条第 2 項関係)

## 規程、規則の議決分掌表

	理事会での 議決規程	会長の 専決規程
定款細則	○	
理事・評議員選出区分	○	
評議員選任・解任委員会運営細則	○	
会員規程	○	
部会及び委員会規程	○	
表彰規程	○	
慶弔規程	○	
事業振興基金規程	○	
ボランティア振興基金規程	○	
事務局規程	○	
経理規程	○	
給与規程	○	
旅費支給規程	○	
就業規則		
(1) 就業規則	○	
(2) 非常勤嘱託職員（パートタイム職員）就業規則	○	
育児休業等に関する規則	○	
介護休業等に関する規則	○	
事務局処理規程		○
公印規程		○
自動車運行管理規程		○
職員福利厚生に関する規程		○
職員衛生管理規則		○
職員の氏名票兼職員証に関する規程		○
個人情報保護規程		○
個人情報取扱規程		○
旭川市ボランティアセンター運営規程		○
指定居宅介護支援事業所運営規程		○
指定訪問介護事業所運営規程		○
指定居宅介護事業所運営規程		○
指定特定相談支援事業所運営規程		○
通所介護デイサービスセンターすずかけ運営規程		○
デイサービスセンターすずかけ（宿泊サービス）運営規程		○
認知症対応型共同生活介護グループホーム鈴懸運営規程		○
指定介護予防支援事業所（中央地域包括支援センター）運営規程		○
高齢者等健康福祉センター管理運営規程		○
自家用車通勤管理規則		○
指定管理者情報公開取扱要綱		○

地域支えあいのまちづくり推進事業助成金交付要綱		○
地区社会福祉協議会設置運営要綱 * 地区社会福祉協議会モデル会則 * 地区社会福祉協議会事業計画策定モデル * 地区社会福祉協議会予算科目標準様式		○
旭川市ボランティアセンター運営要綱		○
旭川成年後見支援センター運営委員会設置要綱		○
事務代決要領		○
専決要領		○
再雇用制度運用要領		○
職員記章着用に関する要領		○
広報紙「社協あさひかわ」編集委員会運営要領		○
明るい福祉施設をつくる窓口設置要領		○
職員給与運用要領		○